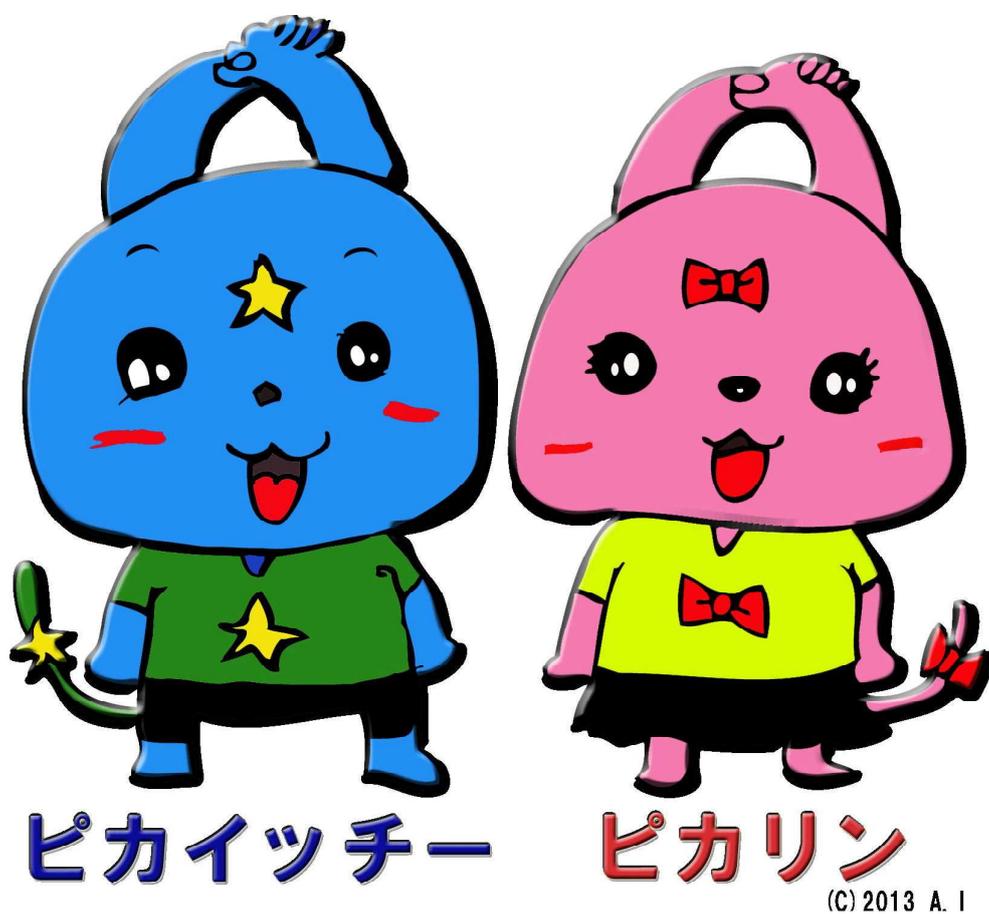


旭川市立近文第一小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和3年4月 改定)

<目 次>

I	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの理解	2～5
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめの内容	
	(3) いじめの要因	
	(4) いじめの解消	
	(5) いじめの重大事態	
II	本校が実施するいじめ防止等の取組	6～12
1	本校のいじめの実態及び目標（指標）	6
2	児童が主体となった取組の支援	6
3	いじめの防止等の対策のための組織の設置	6～7
4	いじめ防止の取組	8
5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	8～9
6	いじめへの対処	9～10
7	いじめの解消	10
8	いじめの重大事態への対応	10～11
9	いじめの防止等に関係する機関，保護者等との連携	11
10	インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携	11
11	学校いじめ防止プログラム	12
<資料>		
	早期発見・事案対処マニュアル	13
	いじめ発見・見守りチェックリスト	14
	重大事態発生後の対応フロー	15
	主な相談窓口	16

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめはどの子どもにも、どの学級・学年でも起こりうるものであることを十分認識の上、教職員間の連携を密にしながら、その防止と対処に努めてきました。そして、「いじめは、どのような状況であろうと、決して許されない行為だ」ということを子どもたちに継続して指導してきました。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、いじめ防止対策推進委員会を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うことが必要です。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」等の理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も検討します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある児童等、学校として特別な配慮を必要とする児童に

については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得ること。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得ること。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級やクラブ活動、児童委員会活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりすること。
- 児童一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間

関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得ること。

○児童の発達段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感¹や自己肯定感²の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得ること。

- 1 自己有用感 : 他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情。
- 2 自己肯定感 : 「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ防止対策推進委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

Ⅱ 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び目標（指標）

本校の令和2年度におけるいじめの認知件数は3件です。令和2年11月に実施した第2回「いじめの把握のためのアンケート調査」において「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答した児童の割合は96.1%です。「そう思わない」と回答した児童の割合は0.9パーセント、「よく分からない」と回答した児童の割合は3.0%です。本校のいじめ防止に向けた組織的な取組を通して、「いじめの把握のためのアンケート調査」において「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答する児童の割合を100%にするよう努めます。

また、「嫌な思いをしたとき、誰に相談しますか」の問いに「誰にも相談しない」と回答した児童は7.0%います。本校のいじめ防止に向けた組織的な取組を通して、児童が相談できる体制を整えます。

2 児童が主体となった取組の支援

本校で行われる学級活動や児童会活動等において、児童同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を推進します。

【主な取組】

- ・「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を策定し、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を推進します。
- ・「いじめ・非行防止強調月間」において、児童会活動の一環として、近文第一小学校「いじめなくそう宣言」を作成し、朝会の場で全校児童に示し、全児童の共通理解を図り、いじめ防止に向けた意識を育てます。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校においては、「いじめ防止対策推進委員会」を組織し、学校いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめや非行、不登校を未然に防ぐ対策を講じます。

(1) いじめ防止対策推進委員会の意義

いじめ防止対策推進委員会は、近文第一小学校いじめ防止対策推進基本方針に基づき、学校における生活や行動面及び対人関係等から、いじめや非行、不登校等を未然に防止するとともに、このような状態が憂慮される児童について協議し、対策を講じる組織です。

(2) いじめ防止対策推進委員会の役割

- ① いじめや非行、生徒指導上の問題行動等の実態把握を進める。
- ② 学校としての支援体制及び適切な指導を進める。
 - * 必要に応じて、関係機関の指導を仰ぐ
- ③ 保護者との連携や理解を図りながら、適切な支援を進める。
 - * 必要に応じて、地域との連携も図る。
- ④ 学級や学校に支持的な雰囲気や環境づくりを推進する。

(3) いじめ防止対策推進委員会の運営

- ① 構成委員（校長の委嘱による）
 - ・教頭、生徒指導担当、教務主任、養護教諭、該当学級担任
- ② 運 営
 - ・教頭は、校長の命を受け、本会の会務を司る。
 - ・生徒指導担当は、本会の進行及び事務を取りまとめる。
- ③ 年間推進計画
 - ・生徒指導交流会を開催し、児童の実態の把握に努める。
 - ・教育相談週間を設定し、一人一人の児童との信頼関係を築く。
 - ・家庭訪問等を通じ、問題の潜在化している家庭の把握に努める。
 - ・PTA校外生活部との連携と情報の共有化を図る。
 - ・近隣小中学校や幼保、市民委員会との情報交換を図る。
 - * 東鷹栖派出所、東鷹栖子供育成会、市民委員会等

4 いじめ防止の取組

本校では、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童が、自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるよう、いじめの未然防止に向けた予防的な取組を推進します。

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、道徳科をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させます。

【主な取組】

- ・全校参観日における全学級での「特別の教科 道徳」の授業公開（9月24日～29日）
- ・東鷹栖3校合同クリーン作戦の実施（〇月〇日）
- ・「あさひかわ子どもの学び人材リスト」を活用した体験活動の実施
- ・「東鷹栖むかし探検塾」を通じた高齢者との交流（令和2年度は中止）

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

本校では、いじめの早期発見、事案対処を図るため、次の取組を進めます。

【主な取組】

- ・児童を対象としたいじめの有無、いじめの態様、相談相手等についてのアンケート調査の年間複数回の実施、いじめ発見見守りチェックリストの活用（P. 14）
- ・アンケート調査後の関係児童に対する個人面談の確実な実施
- ・アンケート調査後の保護者面談の実施（6月、11月）

児童及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、校内体制を整備します。

【主な取組】

- 保健室（養護教諭）の利用や鷹栖中学校スクールカウンセラーとの連携を通していじめについて相談しやすい体制を整備します。
- 相談支援センターの電話相談窓口紹介カードの全児童への配付
- 学校いじめ防止基本方針及び、児童版を通した相談窓口の周知（P. 16）
- 保護者との連携（「いじめの兆候の早期発見シート」（保護者用）の活用）

6 いじめへの対処

本校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ防止対策推進委員会において情報を共有し、組織的に対応します（P. 13「早期発見・事案対処マニュアル」）。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた児童の見守りを行い、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得て対応します。

ウ いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

7 いじめの解消

本校では、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

本校では、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 本校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- 本校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します。

8 いじめの重大事態への対応

本校は、いじめの重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」(P. 15)に基づいて対応します。

- 本校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、本校のいじめ防止対策推進委員会に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。

9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

本校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、いじめ防止対策推進委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を加えて対応します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

本校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進め、保護者に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

11 学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童、保護者への説明内容の検討 ○児童生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○ふれ合い活動の推進(通年) ○学校ネットバトロール(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○校内研修(1) <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析 ○校内研修(2) <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の在り方 ※講師:スクールカウンセラー ○道教委いじめ問題への取組状況の調査① ○教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ほっと、Q-U等、各種調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○児童生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○市教委いじめに関する実態調査① 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 ・ほっと、Q-U等、各種調査の結果の分析 ○校内研修(3) <ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケートや各種調査結果の活用 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての選流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣等 ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査① ○いじめ・非行防止強化月間① ○全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめなくそう宣言等 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査① ○各種調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ほっと、Q-U等 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) ○東鷹栖3校合同クリーン作戦
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○家庭訪問 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年) 		<ul style="list-style-type: none"> ○保護者面談① ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・学校HP ・参観日等 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校道徳参観日

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修(4) <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修② ○近隣小中学校、幼保との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○児童生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談② 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関わる取組についての点検 ○市教委いじめに関する実態調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 ○東鷹栖 小小、小中連携授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価 ○校内研修(5) <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上で行われるいじめへの対応 ○教育相談③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○近隣小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・進学に伴う情報交換、引継ぎ等 ○市教委いじめに関する実態調査③
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・非行防止強化月間② ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施 ○むかし探検塾 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査② 		<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査③ 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組についての説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者面談② 	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日等 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議 ○学校関係者評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日等

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを受けた児童や保護者 <input type="checkbox"/> 学級担任 <input type="checkbox"/> 児童アンケート調査や教育相談 <input type="checkbox"/> 学校以外の関係機関や地域住民 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周囲の児童や保護者 <input type="checkbox"/> 養護教諭等学級担任以外の教職員 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー（SC） <input type="checkbox"/> その他 |
|---|---|

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長



【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ防止対策推進委員会）】

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 事実関係の把握 | <input type="checkbox"/> いじめ認知の判断 | <input type="checkbox"/> 指導方針や指導方法の決定 |
| <input type="checkbox"/> 対応チームの編成及び役割分担 | <input type="checkbox"/> 全教職員による共通理解 | <input type="checkbox"/> SCや関係機関との連携の検討 |



【教育委員会への報告】

【いじめ防止対策推進委員会による対処】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者への支援 <input type="checkbox"/> 周囲の児童への指導 <input type="checkbox"/> 関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等） | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを行った児童及び保護者への指導・助言 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの派遣要請 |
|--|--|

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> 当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ防止対策推進委員会におけるいじめの解消の判断



【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 <input type="checkbox"/> 道徳の時間の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|--|---|

いじめ発見・見守りチェックリスト

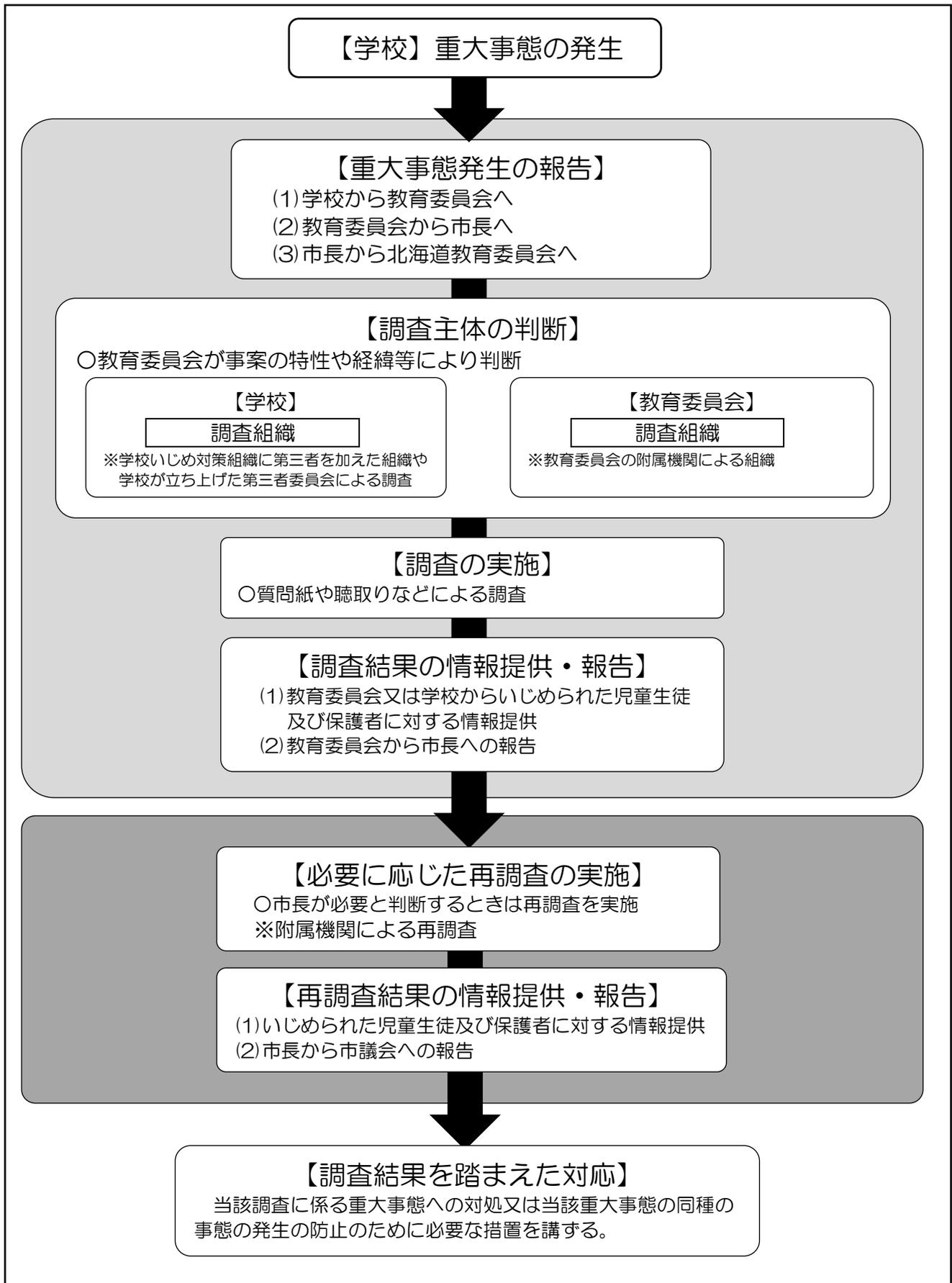
年 組 氏名 _____

近文第一小学校いじめ防止対策推進委員会

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の児童の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を囲むように児童が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（少年団活動等）	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。 <input type="checkbox"/> 少年団活動等の後片付けを一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 少年団活動等を休みがちになる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

重大事態発生後の対応フロー



主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

<受付時間>

月~金 8:30~17:15

◆少年相談110番（北海道警察本部）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月~金 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立近文第一小学校

TEL 57-4441